

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市自殺対策計画（案）
意見募集の趣旨	<p>「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ包括的に推進するため平成 28 年に自殺対策基本法が改正されたことに伴い、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施すべきこと等を基本理念とした「桐生市自殺対策計画」を策定いたします。</p> <p>自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会要因があることが知られています。この計画では、意識調査において市民の現状を把握するとともに、自殺対策に関連しうる、周囲の人の悩みに気づく、早めに相談につなぐ、見守るための取り組みを定めています。</p> <p>桐生市市民の意見提出手続の実施により、皆様の意見を反映したよりよい計画といたします。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	平成 30 年 12 月 17 日（月）～31 年 1 月 16 日（水）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 1 階福祉課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所福祉課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-45-2940 へ送信してください。(4) 電子メール・・・fukushi@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
担当	保健福祉部 福祉課 障害福祉係 電話 0277-46-1111（内線 259）

備考	<ul style="list-style-type: none">・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
----	---